令和8年11月13日

書類限定検査試行要領

１．目的

書類限定検査は、工事完成検査を対象に検査時に確認する書類を限定し、監督員と検査員の重複確認の廃止及び検査書類の削減を行うことでしゅん功検査の効率化を図るものである。

２．試行の対象工事

札幌市建設局土木部工事課が発注する総合評価落札方式（実績評価Ⅰ型及びⅡ型）を適用する土木工事（※営繕工事は除く）を対象とする。ただし、受注者が本取組みの適用を希望しない場合は、書面による協議・合意を経て、対象外とすることができる。

３．実施内容

（１）書類検査

・検査員は、しゅん功検査時において【別紙】に示す書類に限定した検査を行う。
・検査を省略する内容は、工事主任が作成する施工プロセスチェックリストにより確認する。
・工事主任は中間・しゅん功等の各種検査実施前に施工プロセスチェックリストを検査員へ提出する。

（２）調査協力

・アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

４．実施方法

①書類限定検査の対象工事である旨を特記仕様書に記載する。
②発注後において以下に該当することになった工事については、本取組みの対象外とする旨を速やかに施工協議簿等の書面により受注者に通知すること
　・低入札価格調査対象工事
　・施工中に休業４日以上の労働災害が発生した工事
　・施工中、監督員から文書等による改善指示が発出された工事
③特別な事情により【別紙】に示す書類以外の確認を要する場合は、準備期間を考慮の上、事前に施工協議簿等の書面により受注者に通知する。

【特記仕様書　記載例】

１．書類限定検査試行工事の実施

本工事は、しゅん功検査時において確認する書類を限定する「書類限定検査試行要領」に基づく工事である。

本工事のしゅん功検査は、【別紙】に示す書類に限定した書類検査を行うものとする。

２．アンケートへの協力について

本工事のしゅん功検査後において、実施状況や改善点の把握を目的としたアンケートに協力すること。

５．留意事項

本取組みは、検査時において確認する書類を限定するものであり、工事完成までに工事主任による確認が必要となる書類は従来どおりであることに留意すること。

６．適用

令和８年12月1日以降に告示する工事から適用を開始する。